

# NO.279

2024年7月13日発行

## 精神障害者の家族の会の機関誌



公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会(大家連)

— 目 次 —	
◆ 家族目線・世界標準から見る「精神保健福祉法改正」	1～2P
◆ 2024年(令和6年)度 定期総会 新役員あいさつ	3～4P
◆ 第一回代表者会議	4～5P
◆ 家族の思い	5P
◆ 2025年4月からJRと大手私鉄が精神障害者にも割引拡大	6P
◆ PSWのミニ知識	7P
◆ 賛助会費寄附報告・編集後記	8P

### ～何が変わるの?～

## 家族目線・世界標準から見る「精神保健福祉法改正」

会長 大野 素子

本年2024年(令和6年)は改正された精神保健福祉法が施行されています。そこで、それによって当事者と家族にとってどんなことがもたらされるのか、考えてみたいと思います。

### =「精神保健福祉法」とは=

1900年施行 精神病者の私宅監置を認める「精神病者監護法」は社会の治安維持を主眼にしたものでした。1950年「精神衛生法」施行で初めて、精神障害者の私宅監置が禁止されることとなりました。都道府県に公立の精神病院の設置義務が課せられました。

**1995年**ようやく精神障害者の医療、自立への援助 福祉の増進などを目的にした「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」通称「**精神保健福祉法**」に改正されました。医療に関しては強制入院(医療保護入院 措置入院)を含む入院形態について、また治療方針として容認される身体拘束などの規定が含まれています。精神保健福祉法に改められてからはまだ30年弱と新しいものですが、以下のように総括所見では廃止に相当するものと指摘されています。

### =世界標準としての障害者権利条約委員会総括所見から抜粋=(参考2022年10月7日原文英語仮訳版) 身体的自由及び安全(第14条)から

- ・非自発的入院は、障害を理由にする自由のはく奪を認めるものとしてすべての法規定を廃止すること。(中略)
  - ・精神障害者の強制治療を合法化し、虐待につながるすべての法規定を廃止すること。
  - ・精神科病院における、残虐で非人道的また品位を傷つける取り扱いを報告するために利用しやすい仕組みおよび救済策を設け加害者の起訴及び処罰を確保すること。
- \*上記勧告で「法」とされている精神保健福祉法の廃止にまで言及しています。

### 「今回の改正点、特に注目はこの2項目！」

#### 1. 医療保護入院(入院を必要とするとき本人が医療の必要に同意しないとき家族同意あるいは市町村長同意による強制入院)の期間延長 3か月から6か月へ

今までは、3か月の入院期間が迫ると病状に変化がなく回復の兆しもないのに「**とりあえず退院**」を病院から提示されて、不安定な病状を抱えてやむなく退院となることはまれではありませんでした。この改正で「**とりあえずの退院**」は少なくなるかもしれません。ただ、退院の決め手は「**回復の目的**」と「**退院後の安心できる暮らしの支援**」であり本人、家族、支援者を交えた相談の場が大事です。退院の目的が3か月から6か月に延長されたことだけで喜ぶわけにはいかないのではないのでしょうか。

(p2に続く)

医療保護入院では入院を必要とするという医療的な最終的な判断を家族にゆだねることに違和感はありませんか？混乱している本人を前に支援がなく孤立した家族が止む終えず家族同意による強制入院に頼らざるを得ません。本来は家族や、社会の迷惑回避のために入院するわけではありません。医療ではなく社会に迷惑をかけないための入院であるとするなら100年以上前の私宅監置を認めたかつての「精神病者看護法」の時代がまだ生きていることになるのではないのでしょうか。

## 2. 精神科病院内での虐待の通報の義務化

2022年内部告発をもとにした、虐待の事実が明らかになった日本の精神科医療の現実、滝山病院事件報道は大変な衝撃でした。大阪の大和川病院事件（1993年発覚）から30年余りたつ現在も日本全国の精神科病院内の虐待報道が止まりません。虐待を生む構造は日本全国共通です。

2012年に国の障害者虐待防止法が施行され、虐待対応窓口への通報が義務化されていますが、最も問題が多いと思われる病院内、学校内での虐待は通報の対象外とされてきました。

内部告発は告発者の権利が守られにくいため、虐待の事実が隠蔽されてきました。ですがようやく2024年4月1日より精神科医療機関内での虐待の通報が義務化されました。

厚生労働省では虐待通報の義務化ポスターが出来上がっており、自治体の連絡先を書き込むだけでよいように準備されています。東京都ではすでに東京都版を作成済みです。大阪府にも虐待通報ポスターを作製配布することで、広く見える化することを機会あるごとにお願ひしております。このままでは通院者、入院者は誰も虐待通報の義務化を知ることができません。

ちなみに以下が大阪府の虐待通報窓口となっています。

### 大阪府虐待通報受付窓口

電話 06-6608-3558 FAX 06-6608-3558  
手紙 〒558-0056 大阪市住吉区万代東3-1-46  
大阪府こころの健康総合センター内

### 大阪市虐待通報受付窓口

(大阪市内精神科病院に関して)

電話 06-6922-6607  
メール kokoro-abuse@city.osaka.lg.jp

### 堺市虐待通報受付窓口

電話 072-228-7177 FAX 072-228-7177  
手紙 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市精神保健課内

精神科病院における「虐待通報が義務化」されます

別添1

**身体的虐待**  
障害者の身体に外傷が生じる、もしくは生じるおそれのある暴行を加えること。

**性的虐待**  
障害者にわいせつな行為をしたり、障害者にわいせつな行為をさせること。

**心理的虐待**  
障害者に対する著しい悪言や、不当な差別的な言動を行うこと。

**放棄・放置**  
障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置等、職務上の義務を著しく怠ること。

**経済的虐待**  
障害者の財産を不当に処分したり、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

虐待を発見したら 通報を！

令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者\*による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出すことができます。

\*業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

自治体の連絡先（電話番号や電子メール等）

令和3年度障害者総合福祉推進事業を参考に厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課作成

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## ひとりで悩んでいませんか？

心の病の患者さんを抱えている家族の方  
ひとりで悩んでいないで…

あなたはもう  
ひとりぼっちではありません！  
同じ家族の立場で  
電話相談員があなたの悩みを  
お聞きします。



大家連 電話相談室

☎06-6941-5881

電話相談日（月・水～金）11:00～15:00

（祝日・お盆・年末年始は休みます）  
（コロナ発生状況により変更あり）

# 2024年(令和6年)度 定期総会のご報告

5月25日(土) 10時～ アネックスパル法円坂 3階1号室。会場とzoomを併用。  
議決権総数37 会場出席者15 zoom出席者3 委任状18 合計36名、過半数により総会は成立。  
司会：三好 忍理事 開会の辞：大野会長挨拶 議長：堀居 努副会長 議事録：東 泰敬理事

## ■議案審議

第1号議案	2023年度	活動・事業報告	第4号議案	2024年度	活動・事業計画
第2号議案	2023年度	会計決算報告	第5号議案	2024年度	会計収支予算案
第3号議案	2023年度	監査報告	第6号議案	2023年度	新役員体制(案)

※すべての議案が承認されました。

## 新役員紹介

理事	大野 素子	会長	(大阪市 はあぶ東住吉)
理事	山本 美世子	副会長	(羽曳野・藤井寺 まつしの家族会)
理事	堀居 努	副会長	(箕面市 グループ風)
理事	三好 忍	副会長	(高槻明星会) *副会長としては新任
理事	東 泰敬		(泉佐野市三枝会家族会)
理事	峯苔 絹子		(賛助会員)
理事	美馬 裕美		(賛助会員)
理事	松坂 正治		(富田林ほっこり会) *新任
相談役	倉町 公之		(高槻明星会)
電話相談アドバイザー	多良 昌子		(大阪精神保健福祉士協会)
監事	萩原 敦子		(大阪精神保健福祉士協会) *新任



退任 理事 奥村 勲 副会長

辞任 監事 堀田 久雄

(理事 東 泰敬)

本年度の定期総会も、昨年同様、対面とzoom併用方式で開催しました。コロナ禍も明けて2年となり、本年度は大阪府・大阪市から以下の来賓をお招きし各来賓よりご挨拶を頂戴いたしました。

- ・大阪府福祉部 障がい福祉室 自立支援課 社会参加支援グループ 総括主査 中西祥子様
- ・大阪府こころの健康総合センター 依存症対策課長 米田れい様
- ・大阪市福祉局 障がい施策部 障がい福祉課 課長代理 平井真澄様
- ・大阪市こころの健康センター 精神保健医療担当課長 野田理一郎様

議案はすべて承認され、定期総会は成功裡に終了しました。

だいかれんは公益社団法人として、財政的な問題や高齢化の問題などを抱えておりますが、【やっぱり家族会って必要】との声に応えられるように頑張らないといけないのではないかと思います。

今後も少しでも皆様のお役に立てるように活動していきますので、ご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。(副会長 堀居 努)

## 新役員あいさつ

### 監事就任のごあいさつ

萩原 敦子 (大阪精神保健福祉士協会)

これまで、精神保健福祉士として、精神科病院の医療福祉相談室や障害者基幹相談支援センターに勤務しておりました。また、大阪精神保健福祉士協会にも所属しており、令和5年まで会長を5年間務めさせていただきました。

現在家族会の多くが、若い会員の入会が少ない、会員が高齢化しているなどの課題があると思われ

(p4に続く)

ます。家族会は、家族にとっても、当事者にとっても、私たち福祉専門職にとっても大切な組織です。今期より、監事となり、大家連の運営や家族支援に関与させていただければと思います。よろしくお願いたします。

## 理事就任のごあいさつ

松坂 正治 (富田林ほっこり会)

今期より大家連理事に就任致しました富田林ほっこり会の松坂正治です、宜しくお願致します。

12年前、娘が統合失調症と診断され、それをきっかけとして家族会に参加させていただきました。精神障がい者、その家族の実情が社会的によく認知されているかと言うには、ほど遠いというのが実感です。会を少しでも拡大、発展していくことに貢献できればと考えております。

# 2024年(令和6年)度 第一回代表者会議

5月25日(土) 13時～ アネックスパル法円坂 3階1号室。会場とzoomを併用。

出席者 家族会代表 会場参加8名、zoom参加5名 計13名。

午前中の総会に引き続き、午後から代表者会議を実施しました。

本年度のテーマは「家族会の現状から今後を考える」で、昨年実施しました圏域交流会で問題提起されました事項から以下4点に絞り話し合いを行いました。

### ①障害者地域サービスに繋がりにくい当事者が多数

- ・地域サービスの事業者がそもそも少ない。ある事業所は90名の方が通所されているが入所希望の待機者が160名おられる。また、住んでる地域に事業所があったとしても、遠い、交通事情が悪い等の理由で通えないケースもある。
- ・事業所の経営的に3障害合同でないと成り立ちにくい、3障害合同の事業所は精神障害の当事者は居づらいケースがある。
- ・そもそも事業所に入りやすい人を選んでいる傾向があると思われる。
- ・今年度の報酬改定で生活介助の報酬基準が下がるため事業所が閉鎖に追い込まれるケースが出てくる懸念がある。ある事業者は一年で2000万円も減収になり困られているとのこと。
- ・一方、茨木市は5つの生活支援センターがあり行き場がたくさんある。市町村格差が大きいのではないか？

### ②家族会会長の高齢化と後継者不足／③会員数の増加が見込めない

- ・家族会会長の平均年齢は80歳を超えてきている。
- ・現役世代は仕事があり、また、高齢者も最近では仕事を続けている方も多く、時間的余裕がないケースも多いと考えられる
- ・治療投薬の変化により入院しなくても済むようになってきており、家族会に頼らなくて良いケースも増えている。
- ・若い世代(40代～60代)が増えてこない。そもそも若い方々は家族会に関心がないのでは？
- ・高校生、大学生の当事者を抱える親が一人で苦しんでいる。この為、高校や大学に働きかけるといいのでは？
- ・ある家族会では独自でホームページを立ち上げている。ホームページ経由での相談を受け40代から50代の家族が参加した。また、QRコードでホームページを見れる工夫をしている。
- ・家族会への参加を増やすために、「定期総会でお弁当を出す」、「レクリエーションやお食事会の開催」、「当事者や家族に参加してもらう」などの工夫で効果が出ている会もある。
- ・グループラインを作成し情報交換を行う等、積極的にコミュニケーションをとるようにしている会もある。

#### ④親亡き後問題に親あるうちにどう備えるか？

- ・国は「自立とは就労」と言ってるが、就労に繋がらない当事者も多く、本来は「自立した生活」ありきではないか？
- ・グループホームに入る決断をしてから当事者が明るくなった。
- ・一人暮らしをして15年の当事者の方は、自身で生活保護の手続きをした。その後、経済的に自立できたことにより本人の精神的自立にも繋がった。
- ・本年4月より障害者雇用率制度が改訂となり障害者雇用が以前より促進される環境になった。但し、3障害同一基準であり、精神障害者の雇用環境が好転するかは疑問。
- ・外に出れない当事者へのアウトリーチ、退院後の支援は市町村が担っているが、まだまだ支援内容が当事者・家族まで届いてない。

## \*\*\* 家族の思い \*\*\*

ペンネーム：若紫

発達障害の息子は現在34歳で、障害者雇用で清掃の仕事をしています。約5年前に当時通っていた就労継続支援B型事業所に、その雇用の募集があり、息子が手を上げ面接を経て採用となりました。その1年後には、本人の強い希望で、一人暮らしを始め、今は1週間に1度、私たちのところに顔を見せてくれます。過去を振り返りまして、息子と私にとって、今が一番穏やかな状況です。

発達障害者支援法施行以降、発達障害の子供達への支援体制は手厚いですが、それ以前に学校生活を送った息子は、本当に大変でした。小学生の頃は、学習障害、LD等の言葉が出だした頃ですが、学校現場でも理解なく、親のしつけが悪い、奇妙な子、変なヤツ、と見られ、いろいろな所に相談しましたが、相談を受ける立場の方達が、そもそも息子を理解しようとしてくれない。いじめにもあっていた（特に女子から）ので、私立の男子校に中学から進学させました。私立は、確かにいじめ対応は素早いですが、それ以外では、担任教師も息子の成績不振と多動的な振る舞いに嫌悪感いっぱい、中1の一学期末の懇談会では「どうせ学校は辞めてもらいますよ」と言われました。当時は、家族会のような組織にも所属しておらず、全く、孤立無援状態でした。自分たち親子だけが、なんだか隙間にはまり込んでいっているような気分でした。

当時通っていた児童精神科のドクターに「担任に学校を辞めてくれと言われました」と話したら、ドクターは「私立校は成績さえ上げれば、学校に置いてくれるから、お母さん、これからずっと息子さんの勉強を見てください」と言われました。今まで個人塾や家庭教師を頼りだりしていましたが、いよいよそれでは埒が明かない事態となっていました。

そのときから、中学、高校の6年間、毎日息子に5科目教え続け、定期考査の期間は朝から晩までつきっきりで教えました。とにかく、なんとか学校に置いてもらうためです。おかげで学校の成績も上がり、担任からは、二度と退学をほのめかされることはなくなり、無事卒業できました。また、大学入学後も英語は教え続けました。なんとか、人並みに生活できるようになってほしい、ただただ、その思いでした。大学4年時に、それ以前からの学部上級生達からのいじめでトラブルとなり、息子は大学を中退しました。小中高校と必死で息子を守ってきたつもりでしたが、まさか大学生になってからも、いじめにあうとは。その時は大変でしたが、私もやっと、息子を人並みに、という考えから降りることができました。この子は今のままでいいんや、と（良い意味での）あきらめがつきました。息子も、やっと楽になれたのでは。以後は、ありのままの息子との生活を受け入れ、現在に至っています。親が良い意味であきらめ、当事者を丸ごと受け入れることで、当事者ものびのびと生きられる、そう私は感じています。



## 2025年4月からJRと大手私鉄が 精神障害者にも割引拡大

2024年4月11日、JRと大手私鉄が、2025年4月から精神障害者への運賃割引の実施を発表しました。

みんなねっとは、4月12日に声明を発表、2014年から始めた全国運動から10年、当事者、家族の声と国土交通省の働きかけを含め、鉄道各社の理解により、ついにこの日を迎えることができたと感じを表明しました。

しかし、私たちはこの発表にもろ手を挙げて喜ぶことができません。なぜなら、今回のJRや国土交通省の発表では、精神保健福祉手帳1級を第一種と考えて手帳を一種と二種に区分する考えのようです。

**100km以下の区間は、単独で利用した場合は誰も割引の対象にならない制度**です。101km以上は、単独で利用しても、全ての手帳所持者が割引の対象となっています。

障害者に対する運賃割引制度は、障害者の日常生活の負担軽減のために設けられている制度です。どうして、100km以下の場合は割引の対象にならないのでしょうか。

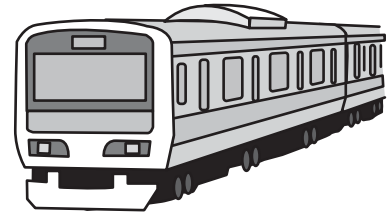
2025年度4月から実施予定の制度は、100km以下の場合、精神手帳1級で介護者同伴条件がついています。1級の所持者が13.5%（2015年3月末現在全国平均）で同伴が条件では、割引を待ち望んでいる多くの精神障害者の期待を裏切ることになります。

どうして、一種、二種の明記が必要なのでしょう。必要なのは、100km以下の同伴条件をやめて、全ての手帳所持者を割引の対象にすることです。すでに、地方の路線バスや西鉄が実施してくれています。

割引の実現を待ち望んできた当事者の皆さんと共に、これから私たちの運動の本番と考えてねばり強く取り組んでいく必要があります。

(月刊みんなねっと2024年6月号より)

今回のJR 助成回答は100キロを超えないと実質的には使いづらいと言う内容で非常に課題は多いです。



社名(略称)	導入時期	主な割引内容
近 鉄	2023年4月	50%割引（1級かつ介助者同行の場合） 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
南 海	2023年10月	50%割引（1級かつ介助者同行の場合） 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
阪 神	2025年1月	50%割引（1級かつ介助者同行の場合） 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
阪 急	2025年1月	50%割引（1級かつ介助者同行の場合） 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
J R	2025年4月	50%割引（1種手帳記載かつ介助者同行の場合） 100Km以上単独乗車は1・2種(要手帳記載)ともに50%割引
京 阪	2025年4月	50%割引（1級かつ介助者同行の場合） 100Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引

\*厚生労働省は「第1種、第2種という概念については、身体障害者や知的障害者における運賃割引制度において、法令上の等級をもとにして、第1種、第2種のカテゴリーが設けられていることから、解釈通知を出す必要もある」としています。

# PSW(精神保健福祉士)の ミニ知識

## 相談支援専門員の役割について

大阪精神保健福祉士協会 萩原 敦子

大阪精神保健福祉士協会は2016年からこのミニ知識のコーナーを担当させていただいております。精神保健福祉士は、精神科病院や精神科クリニック、保健センターや保健所、地域の事業所などで働く国家資格です。精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的に資格化されました。資格化以前は、精神医学ソーシャルワーカー（PSW）と呼ばれていました。現在の業務の範囲は、メンタルヘルス課題を抱える国民全体に拡大しています。

障害福祉の分野では、2006年の障害者自立支援法施行により、身体障害・知的障害・精神障害（現在は難病を含む）同一の制度となりました。その後、現在の障害者総合支援法となり、この法律の下に、障害福祉施策が展開されています。介護給付のサービスや訓練等給付のサービス、相談支援のサービスなどに分けられています。これまで、このコーナーでも解説してきました。

障害者総合支援法の様々なサービスの利用支援を行なっているのが今回ご紹介する**相談支援専門員**です。

相談支援専門員は、障害を抱えて生きる方やその家族の生活を支える福祉専門職です。相談支援専門員になるには、都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を終了することが必要です。一定の資格や実務経験などの条件を満たしておれば、受講できます。

最近、「相談支援専門員さんは、どこにいるの?」「何をしてくれるの?」といった声を良く聞きます。以前は「相談支援専門員さんを知らない」と言った意見が圧倒的でしたが、最近では、「相談支援専門員さんに相談したい」「計画相談を利用したい」との声が多く、相談支援専門員が実施する相談業務（計画相談支援）のニーズの高まりを感じます。

相談支援専門員は、障害者やその家族が福祉サービスを活用できるように事業所と繋がります。また、生活全般に対する困りごとの相談を受けて情報提供を行ったり専門機関を紹介したりします。障害福祉サービスを利用するために必要な「**サービス等利用計画**」を作成します。関係機関を招集してサービス担当者会議を実施したり、そのサービスの利用状況をモニタリングしたり、長期に継続して支援するサービスが**計画相談支援**です。市役所や区役所に出向きサービス利用のための手続きも支援してくれます。

まさに、障害のある方に伴走してくれるのが相談支援専門員です。ただし、原則として障害福祉サービスを利用している期間に限られます。障害福祉サービスを利用せず、デイケアと訪問看護、地域活動支援センターの利用のみの方の場合は、計画相談支援は利用できません。ガイドヘルパー（移動支援）のみの方も計画相談支援の対象外です。

退院して居宅介護（ホームヘルパー）の利用を新たに考えている場合、グループホームへの入居を検討している場合など計画相談支援の利用も視野に入れましょう。

では、どうやって相談支援専門員に計画相談を依頼すればいいのでしょうか。冒頭の問いになります。まず、居住する市町村の障害者基幹相談支援センターに相談しましょう。また相談支援事業所のリストがあれば、直接連絡をとって依頼する方法もあります。利用している事業所が計画相談の事業所を併設している場合もあります。

精神障害のある方の家族にとって、家族だけが支援者である関係は、できるだけ避けたい事象です。新しい人間関係の形成には、時間がかかりますが、家族の希望や思いではなく、当事者の意思決定に基づいた支援を行なう計画相談支援の利用は、家族からの自立の一步でもあります。様々な方策を講じながら計画相談支援を利用し、地域での安心した暮らしの実現を進めましょう。



## 2024年度の賛助会費・寄附報告

年会費をいただきました。ありがとうございました。  
 賛助会費 (1口3千円/年)として

49人分 49口

## (寄附)

大家連へのご支援、大変ありがとうございました。

氏名	地域	寄附
西ひかり家族会	西区	50,000円
キム診療所	東成区	10,000円
仲宗根康江	吹田市	10,000円
柏木美和子	八尾市	10,000円
中村孝子	都島区	20,000円
(匿名)	高槻市	10,000円
新川久義	富田林市	5,000円
西岡久美	寝屋川市	1,000円
八尾こころ家族会	八尾市	5,000円
野崎京子	豊中市	5,000円
石田クリニック	寝屋川市	10,000円
古澤良江	八尾市	10,000円
岸和田・貝塚はづき会	岸和田市	10,000円
(匿名)	西区	3,000円
(匿名)	東住吉区	100,000円
金沢徹文	高槻市	5,000円

(2024年3月2日～2024年6月19日)

西田圭一郎	高槻市	5,000円
東 泰敬	泉佐野市	1,000円
城阪敏明	豊能郡	10,000円
松林 昇	東淀川区	4,000円
柏木美和子	八尾市	7,000円
仲宗根康江	吹田市	7,000円
やまもとクリニック	西区	10,000円
橋川一雄	北区天	7,500円
水本由美子	奈良県	500円

## □□□ 編集後記 □□□

▲生成AI、ChatGPTなど画像文章作成ソフトがあるそう。使ったことはないが、いくつかの条件を投入すればマッチした文章が作られるとか▲官庁などお決まりの法律規約をベースにするには適当だろう▲しかし人間生活上の文章となると千差万別であろうからどうかと思われる▲会長の名文、会員の投稿などは心の底から染み出た一筆一筆であろうかと推察する。

(編集委員 奥村 昭)

▲家族会で「災害に備える」を学びました。グループワークの中で「すぐに逃げられるようにパジャマではなく部屋着で寝てる」と聞きました。即実行！思わぬ副産物が！三日坊主だった朝散歩が続いています。私は着替えるのが面倒で続かなかったんだな。固定観念に囚われない、これ大事！

(編集委員 出水)



2024年度の共同募金配分金 54.1万円が決定しましたのでお知らせします。  
 赤い羽根共同募金の寄付による配分金でだいかれん誌の発行が成り立っています。  
 寄付下さった皆さまに心よりのお礼申し上げます。  
 又、会員の皆さまには赤い羽根共同募金へのご協力をお願いします。

編集人 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会 会長 大野 素子  
 連絡先 〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂 (A棟4階)  
 Tel 06-6941-5797 Fax 06-6945-6135  
 ホームページ daikaren.org だいかれん で検索もできます

振込先 郵便振替 00970-4-72221 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会

定 価 1部100円 (大家連家族会費には購読料を含む)

発行人 関西障害者定期刊行物協会  
 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4階

